

教育テック大学院大学FD・SD委員会規程

2025年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、教育テック大学院大学FD・SD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) FD 教育テック大学院大学（以下「本学」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教及びこれに準ずる職員の授業内容及び教育方法等の改善及び向上を図るための組織的な取組をいう。

(2) SD 本学に勤務する事務職員、技術職員及びこれに準ずる職員の資質向上を図るための組織的な取組をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) FD活動の企画、立案及び実施に関する事項

(2) SD活動の企画、立案及び実施に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、FD及びSDに関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、研究科長とする。

3 副委員長は、事務局長とする。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 研究科が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者各2人

(2) 教育テック大学院大学事務局長

(3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

(委員の任期)

第5条 前条第4項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第10条 委員会に、第3条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、教育テック大学院大学事務局において遂行する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。